

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所
プルトニウム燃料第三開発室の管理区域内における汚染検出について
の面談

2. 日時：令和5年3月7日(火) 14時00分～14時40分

3. 場所：テレビ会議

4. 出席者：

原子力規制庁

長官官房 総務課 事故対処室

田村室長補佐、堀越室長補佐、有田係長

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）

核燃料サイクル工学研究所 プルトニウム燃料技術開発センター 技術部

次長 他2名

安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部 施設保安管理課

マネージャー 他2名

5. 要旨

(1) 原子力規制庁は、原子力機構より、3月1日に発生した核燃料サイクル工学研究所プルトニウム燃料第三開発室の管理区域内における汚染検出が法令報告事象に該当するか否かについて、配付資料に沿って、説明を受けた。

(2) 原子力規制庁から主に以下を指摘した。

○ 本事象は、粉末調整室(1)(FP-101)で漏えいした核燃料物質が、作業者の靴底に付着し、管理区域出入口でも検出されていることから、限られた場所の中で漏えいが留まっている場合には該当しない。

○ スポット汚染の定義が不明確であり、これをもって、漏えいの程度が軽微なときに該当するとの判断はできない。

○ 過去の類似事例について、原子力規制庁で確認し、後日改めて面談を行う。

(3) 原子力機構から、了解した旨回答があった。

6. 配付資料

「プルトニウム燃料第三開発室(Pu-3)の管理区域内における靴底及び床面からの汚染検出が法令報告に該当しない理由について」

「汚染評価の考え方」

※ 参考

「情報連絡票」